平成28年3月15日

社員各位

総務部

**就業規則の改定について（通達）**

下記のとおり、就業規則が一部改定となりましたので、通知させていただきます。

記

1. 現行

第13条 １　社員は、会社のコンピュータおよび周辺機器を業務以外の目的で使用してはならない。

1. 改定後

第13条 １　社員は、会社のコンピュータおよび周辺機器を業務以外の目的で使用してはならない。また、会社で支給した記憶媒体（USB・CD-R／RWなど）以外の記憶媒体を使用してはならない。

1. 改定実施日

平成28年3月15日～

なお、運用に関するご質問は総務部までお願いいたします。

以上